

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津久見市長 石川正史

市町村名 (市町村コード)	津久見市 (44207)
地域名 (地域内農業集落名)	長目 ( 浦代、長目、釜戸 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

長目地区は、半島部に位置し急傾斜を利用した柑橘栽培が主体だが、高齢化が進み遊休農地が増加している。緩傾斜の遊休農地を再生し、新たな園地として活用する基盤整備事業が進められており、地区外から新たな担い手が入ってくるため、そこを拠点に遊休農地の減少を期待している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業の継続を図るため、新たな担い手の育成、確保を目指す。高齢等の理由により耕作継続が困難と見込まれる農業者の農地等の情報を共有、斡旋し、農地の有効活用を促進する。基盤整備地を拠点とする担い手が周辺農地の管理までできるようであれば集積を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農業上の利用が行われる農用地等を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用した農地集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在整備が進んでいるため、新たな整備は可能であれば検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域外からも多様な経営体を受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農福連携など農作業委託が可能な事業者がいれば検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として侵入防止柵の維持管理や個体数削減のため鳥獣捕獲を促進する。
- ③ドローンを活用した農薬散布を検討する。
- ⑦地区の共同作業として農道などの農業用施設の維持管理を行う。